流山市教育委員会いじめ防止相談対策室

# スクールロイヤーだより

令和5年度第4号(令和6年3月発行)

※これまでの号はこちらから→



### 令和5年度いじめ防止研修の振り返り

#### いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に 対して、当該児童等が在籍する学校に在籍して いる等当該児童等と一定の人的関係にある他の 児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを 含む。)であって、当該行為の対象となった児 童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## マン 今年度のポイント

- 「一定の人的関係」にはSNSや学童、 習い事など学校外の関係も含まれます。
- 学校の内外を問わず、児童生徒が他の児 童生徒の行為によって心身の苦痛を感じ ているものは、法律上の「いじめ」とし て対処を行う必要があります。

#### 「大ごとにしないで」「相手には言わないで」と言われたら

- そのように言われたとしても、「このままいじめられ続けていても構わない」とい うことはあり得ません。学校は、解決策や再発防止策を検討する必要があります。
- 見守りや再発防止のためにも、まずは行為を受けた時間や場所、具体的な内容など の詳しい情報を聞き取ってください。
- 得られた情報を組織で共有し、いじめの解消に向けた対応を協議してください。



### 🌠 ~次年度に向けて確実な引継ぎを!~ 🅰



いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消して いる」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏ま え, 学校の教職員は, 当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については, 日常 的に注意深く観察する必要がある。

(国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

#### このような事案はありませんか?

- ロ 過去にクラス編成で配慮していたケース 7
- ロ 距離を取ることで収まっているケース

情報が途切れることで、再発リスク が高まるおそれがあります。

3か月が経過していないため、 ロ トラブルが3学期に発生したケース いじめは「未解消」です。

学年や学校が変わったことで対応が立ち消えにならないよう、引継ぎ内容を再確認 してください。